

# 「愛媛県豪雨災害義援金」募集要綱（第4版）

社会福祉法人愛媛県共同募金会

## 1. 趣 旨

平成30年7月豪雨により、愛媛県内では7市町（今治市、宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、松野町、鬼北町）に災害救助法が適用されるなど、人的被害をはじめ家屋の倒壊などの甚大な被害が発生しました。

愛媛県共同募金会では、被災された方々を支援することを目的に義援金を募集します。

## 2. 義援金の名称

愛媛県豪雨災害義援金

## 3. 受付期間

平成30年7月11日（水曜日）から平成31年6月30日（日曜日）まで

## 4. 義援金受入れ口座

| 金融機関 |        | 店名                     | 口座番号       | 口座名義                                            |
|------|--------|------------------------|------------|-------------------------------------------------|
| 1    | 伊予銀行   | 一万支店                   | 普通 1639912 | 社会福祉法人愛媛県共同募金会<br>(シャイフクソウジンエヒメケンキョウトウボギンカイ)    |
| 2    | 愛媛銀行   | 本店<br>営業部              | 普通 3733134 |                                                 |
| 3    | 愛媛信用金庫 | 本店                     | 普通 1189643 |                                                 |
| 4    | ゆうちょ銀行 | 口座番号<br>00970-5-276734 |            | 愛媛県共同募金会豪雨災害義援金<br>(エヒメケンキョウトウボギンカイゴウサイガイクエンギン) |

※ 伊予銀行及び愛媛銀行の口座については、全国銀行協会加盟銀行の窓口での振込手数料が無料です。

※ 愛媛信用金庫及びゆうちょ銀行の口座については、それぞれ同じ金融機関の本・支店の窓口での振込手数料が無料です。

## 5. 現金書留による義援金の送付

（宛先）〒790-8553

愛媛県松山市持田町三丁目8-15 愛媛県総合社会福祉会館内  
社会福祉法人 愛媛県共同募金会

※ 現金書留用封筒に「救助用」と明記いただければ、郵便料金が免除されます。

## 6. 義援金の配分

お寄せいただく義援金は、愛媛県が設置する「平成30年7月豪雨災害に係る義援金」配分委員会において使途、配分方法等を決定し、被災地の各市町を通じて被災者に配分します。

## 7. 税制優遇措置

この義援金は、税法上の優遇措置対象となりますので、各金融機関等での振込金受取書（金融機関によって名称が異なることがあります。）及びこの義援金募集要綱を添付して確定申告を行ってください。

《該当する税制優遇措置》

・所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当

・地方税法第37条の2第1項第1号及び同法第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村または特別区に対する寄付金」に該当

## 8. その他

災害義援金のみ取り扱います。救援物資・物品の取り扱いは行いません。

## 9. この要綱は、平成30年7月11日から施行します。

平成30年7月20日改正（第2版）

平成30年9月14日改正（第3版）

平成30年12月10日改正（第4版）

### （お問い合わせ先）

〒790-8553 愛媛県松山市持田町三丁目8-15 愛媛県総合社会福祉会館内  
社会福祉法人 愛媛県共同募金会

TEL 089-921-4535

FAX 089-921-4588